

国民健康保険税の税率などを改正

☎ 国保年金課 TEL0299-90-1142

1人当たりの医療費は増加している一方で、被保険者数は年々減少し、保険税収入が減少していることから、次のとおり2025年度の国民健康保険税の税率などを改正しました。

被保険者の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後も安心して医療を受けることができるよう、ご理解とご協力をお願いします。

【改正前】	区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(※)
	所得割(所得に応じて)	6.7%	2.6%	2.3%
	均等割(19歳以上)(1人当たり)	38,000円	16,000円	17,000円
	均等割(18歳以下)(1人当たり)	19,000円	8,000円	-
	賦課限度額	65万円	24万円	17万円

【改正後】	区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(※)
	所得割(所得に応じて)	6.8%	2.7%	2.4%
	均等割(19歳以上)(1人当たり)	39,000円	17,000円	18,000円
	均等割(18歳以下)(1人当たり)	19,500円	8,500円	-
	賦課限度額	66万円	26万円	17万円

(※)介護保険分は、40歳以上65歳未満の方のみ課税されます

保険税軽減対象世帯を拡大

☎ 国保年金課 TEL0299-90-1142

2025年度の軽減判定所得の算定方法が変更となりました。

納税通知書を7月中旬に送付しますので、内容をご確認ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。



均等割額5割軽減世帯【変更後】

国保加入者など全員の所得金額の合計が、

$$43万円 + (給与所得者など※の数 - 1) \times 10万円 + 被保険者数 \times 30万5千円 \text{ 以下の世帯}$$

変更前 29万5千円

均等割額2割軽減世帯【変更後】

国保加入者など全員の所得金額の合計が、

$$43万円 + (給与所得者など※の数 - 1) \times 10万円 + 被保険者数 \times 56万円 \text{ 以下の世帯}$$

変更前 54万5千円

※「給与所得者など」は次の方が該当します

- 給与の収入金額が55万円を超える
- 65歳未満で公的年金などの収入金額が60万円を超える
- 65歳以上で公的年金などの収入金額が110万円を超える

国民年金の各種手続き

☎ 水戸南年金事務所 TEL029-227-3278
国保年金課 TEL0299-90-1145

保険料納付の免除など

●『保険料免除』『納付猶予』

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

本人、配偶者、世帯主(免除のみ)の前年の所得が、所得基準額の範囲内であることが条件です。

申請窓口＝国保年金課、市民生活課、年金事務所

※詳しくは市ホームページをご覧ください

●産前産後期間免除制度

国民年金第1号被保険者で2019年2月1日以降に出産された方は、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6カ月前から届出ができます。



年金受給額を増やしたい方へ

●付加年金

国民年金第1号被保険者は、定額の保険料に月額400円を上乗せして納めると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

$$\text{付加年金額(月額)} = 200円 \times \text{付加保険料納付月数}$$

●付加保険料は、申し込みをした月から納めることができます

●国民年金基金に加入している方は付加保険料を申し込むことはできません

マイナポータルを利用した各種手続き

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、付加保険料、国民年金保険料免除・納付猶予および学生納付特例、産前産後期間免除、口座振替納付の手続きは、電子申請ができます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

国民健康保険の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を発送

☎ 国保年金課 TEL0299-90-1142

2024年12月2日以降、従来の保険証が廃止され、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりました。マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」を交付します。

8月1日から使用いただく国民健康保険の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を、白色の封筒で7月18日(金)に発送する予定です。窓口交付を希望する方は、7月11日(金)までにご連絡ください。窓口での受け取りは7月18日(金)からです。

「資格情報のお知らせ」は普通郵便、「資格確認書」は簡易書留での送付となります。発送件数が多いため、地区によっては到着に時間がかかる場合があります。簡易書留については、配達時に不在だった場合、郵便受けに「不在連絡票」が入りますので、郵便局の保管期間内にお受け取りください。